

恩賜
社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会
求職者等に対するハラスメント防止基本方針

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会（以下「本会」という。）はすべての求職者、インターンシップ参加者、実習生、ボランティア希望者その他採用活動等に関わる方々（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、安心して採用選考等に参加できる環境を確保するため、求職者等に対するセクシャルハラスメントを含む各種ハラスメントを許さず、防止に取り組みます。

○基本方針

本会は、求職者等に対するセクシャルハラスメントを含む各種ハラスメントについて、人権侵害であり、採用機会の公平性を損なう重大な問題であると認識し、その防止及び排除に努めます。

○適用範囲

本方針は、本会の採用活動、職場見学、施設見学、インターンシップ、実習、説明会その他の採用に関連するすべての場面において適用します。

○ハラスメントの定義等

- ①セクシャルハラスメントとは、性的な言動により、求職者等に不快感を与えるなど、求職活動等の環境を害する行為、又はその性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与える行為
- ②パワーハラスメントとは、職場内の地位や立場など優位性を背景として、業務の適正な範囲を超える言動により他の職員等に精神的・身体的苦痛を与えるなど、求職活動等の環境を害する行為
- ③妊娠・出産等に関するハラスメントとは、妊娠・出産等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、求職者等の求職活動等の環境を害する行為
- ④育児・介護休業等に関するハラスメントとは、育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により求職者等の求職活動等の環境を害する行為
- ⑤そのほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメント

※なお、これらには、電子メール、SNS、オンライン面談等を介して行われるものも含まれます。

○ハラスメント防止のための取組み

- ①職員に対し、本方針に定義するハラスメント行為を禁じます。
- ②職員が採用、選考、インターンシップ、実習その他すべての求職活動等に関わる

立場を利用して、求職者等が拒否しにくい状況を生じさせるような言動を行わないよう、周知します。

- ③職員を管理・監督する地位にある者は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合は迅速かつ適切に対処します。
- ④求職者等との面談等について、時間、場所、実施体制、連絡方法その他必要なルールを定めます。
- ⑤求職者等からハラスメントの相談を受けるための相談窓口を設置し、その連絡先や相談方法について、採用関係資料その他適切な方法により、求職者等に周知します。

本会は、求職者等との関係において、職員自らの言動が相手に与える影響を十分に認識し、相互の人格と尊厳を尊重した対応に努めてまいります。また、すべての求職者等が安心して応募できる公正な採用環境の確保に取り組んでまいります。

引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年10月1日

恩賜
社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会
会 長 石 井 謙 次